

事業名	県民コミュニティカレッジ事業		
細事業名	県民コミュニティカレッジ事業	財務コード	336701
担当部課室	県民生活 部 生涯学習文化 課 生涯学習企画 担当 (内線)		1656

## 事業の概要

実施期間	始期 H8 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(大学コンソーシアムやまなし)		
事業の目的	だれ(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	県民	大学の持つ専門的な知識や人材などの機能を活用し、より高度な学習機会が提供されている	生涯学習活動の促進
事業の内容 主にH27年度	<p>事業概要: 県内の大学・短大のもつ高度な知識や人材を活用し、専門的・職業的知識の習得、山梨県に関する事象や今日の課題・社会的課題解決につながる講座の開催に対し助成する。</p> <p>補助先 特定非営利活動法人 大学コンソーシアムやまなし 補助率 定額 講座内容 ・リカレント教育の色彩を濃くした専門的・職業的知識の習得 [リカレント教育・・・社会人が必要に応じて学校へ戻り、再教育を受ける、循環・反復型の教育] ・山梨県に関する事象、今日の課題 ・公共性のある社会的、文化的課題</p> <p>実施方式 ・広域ベース(コンソ加盟大学が連携して実施する講座) 2講座 計3回 ・地域ベース(各大学の専門性を活かした講座) 11校 各4~5回 計46回 合計49回</p>		
根拠法令等	県民コミュニティカレッジ事業費補助金交付要綱		

## 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	26年度	27年度		28年度	29年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	開催回数	51回	48回	49回	48回	48回	目標設定の考え方 広域ベース2講座×2回=4回 (1講座につき、座学形式1回、対話・交流・現地型1回) 地域ベース11講座×4回=44回 合計48回 データの出典等 実績報告書
	活動指標達成率 (実績値/目標値)		102.0 %				
成果指標	参加者数	2,181人	1,920人	1,748人	1,920人	1,920人	目標設定の考え方 H26、H27の平均受講者数から 1回40名を目標とする データの出典等 実績報告書
	広域ベース	169人	160人	252人	160人	160人	
	地域ベース	2,012人	1,760人	1,496人	1,760人	1,760人	
	成果指標達成率 (実績値/目標値)		91.0 %				
決算額又は予算額 (千円) うち一財額	2,776		2,776	2,776	2,776	2,776	成果指標によらない成果
所要時間(直接分)	28 時間		28 時間	28 時間	28 時間	28 時間	H27年度アンケート調査の結果、広域ベース講座については回答者の94%、地域ベース講座については回答者の92%から、「満足」又は「どちらか」という満足、との回答を得た。
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	
所要時間計	28 時間		28 時間	28 時間	28 時間	28 時間	
人件費コスト単位:千円 (@2,044円×所要時間)	57		57	57	57	57	

## これまでの事業の見直し・改善状況

H24年度から広域ベースと地域ベースの講座体系へ改め、H25年度からは広域ベースの講座内容を座学形式からワークショップ(対話・交流型)に改めた。さらに、H26年度から広域ベースの講座内容に現地学習を含めて実施している。

**活動量と成果の判断(平成27年度の業績評価)**

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
H27年度活動指標の達成率		
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)    b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)    c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)  
 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること
H27年度成果指標の達成率		広域ベース講座は、現代の課題や話題となっている事項、山梨県に関する事象などのテーマを設定し、大学間の連携のもと開催している。H25年度以降は、対話・交流型講座に加えて現地学習を実施するなど、主体的な学習を取り入れる中で、H25年度は47人、H26年度は169人、H27年度は252人と受講者が増加し、県民の学習意欲の向上を図っている。地域ベース講座は、大学の持つ専門的な知識や人材などを活かし、様々な分野の学習機会を提供し、県民の学習活動の促進を図っている。さらに、アンケート調査の結果、回答者の多くが講座の内容に満足している状況であり、意図した成果を上げている。
b	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)    b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)    c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)    d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

**見直しの必要性(平成29年度に向けた改善等の考え方)**

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目
無	本事業は、県内の大学・短大が相互に連携しながら、大学が持つ人的資源や学術研究成果を地域社会に還元し、県民の高度化、多様化する生涯学習へのニーズに応えていくために創設した。これまで、事業の実施方法等の見直しを行う中で、幅広い年代の県民に、様々な学習の機会を提供しており、本県の生涯学習の振興を促進するとともに、生涯現役で活躍できる社会の創出にも寄与している。また、参加者に対するアンケート調査から、今後の事業実施を希望する意見が多く、需要もあることから、今後も継続して実施する。	

一次評価(担当部局評価結果)

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

**見直しの方向(平成29年度当初予算等での対応状況)**

見直しの方向	具体的な実施計画等	「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
予算要求時に記入 予算編成後に修正等		

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること  
 ・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること

# 自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料

様式2

所属名:生涯学習文化課

細事業名: 県民コミュニティーカレッジ事業

調書番号: 3

事業の内容を細分化した業務名	具体的な業務プロセス(手順)	業務の時期(フロー)	H27 所要 時間 (h)	H28 所要 時間 (h)A	H29 所要 時間 (h)B	縮減等 B - A	具体的な業務の 見直しの内容	見直しに至った理由等 (又は見直しなしの理由等)
1 補助金交付事務	申請書の受理、審査	6月	6	6	6	0	なし	補助金交付事務に必要なプロセスであり、これ以上の縮減は困難なため。
	交付決定	6月	2	2	2	0	なし	
	支出命令書の作成(概算払)	7月	2	2	2	0	なし	
	実績報告書の受理、審査	翌年4月	12	12	12	0	なし	
	額の確定	翌年4月	2	2	2	0	なし	
(小計)			24	24	24	0		
2 補助先との打合せ	事業内容打合せ	4～5月	4	4	4	0	なし	補助金交付事務に必要なプロセスであり、これ以上の縮減は困難なため。
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			4	4	4	0		
3						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			0	0	0	0		
所要時間 (計)			28	28	28	0		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的な業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)

## 県民コミュニティーカレッジ事業

### 【事業概要】

大学・短大には、多くの優れた人材や学術研究成果が蓄積されている。これらの成果を地域社会に還元することは、大学・短大の使命となっている。

また、「教育」と「研究」を2大機能としてきた大学・短大は、公開講座や社会人聴講制度など、社会人を対象とした「大学開放」を第3の機能として加え、各大学・短大で個々に取り組んでいる。

しかし、県民の生涯学習へのニーズは高度化・多様化してきており、1つの大学・短大が持つ人材や施設などの資源では、十分に対応できない状況がある。

このため、大学・短大が相互に連携し、大学が持つ人的資源や学術研究成果を地域社会に還元し、県民の高度化、多様化する生涯学習へのニーズに応えていくために、県では、平成8年から「県民コミュニティーカレッジ事業」を実施している。

### 【事業開始の背景】

平成2年7月に「生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図ること」を目的に、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が施行され、県は、生涯学習を振興するため、社会教育のための講座の開設や、住民の学習機会の提供に関し、必要な事業を行うことが求められるようになった。

こうした中、平成6年、県教育委員会から「山梨県教育ビジョンを踏まえた生涯学習の振興方策」について諮問を受けた山梨県生涯学習審議会の答申（平成8年3月）の中で、大学の開放について、

- ・公開講座をさらに活発化するため
- ・各地域においてリカレント教育、リフレッシュ教育を発展させるため

県が支援を行うべきとの提案があった。

### 【経緯】

平成8年～

県内の大学・短大で構成する「県民コミュニティーカレッジ事業運営協議会」に委託し、総合開催講座、分担開催講座を開催。

平成18年

NPO法人大学コンソーシアムやまなし設立。大学コンソーシアムやまなしは、県内12大学・短大が、各校の独自性を保ちつつ、共同事業体として多様な協力事業を行うことにより、大学及び短大の特色ある発展を支援するとともに、地域の活力向上と地域経済の活性化に寄与することを目的としている。

平成19年～

テーマ性を持った講座の開催やリカレント教育の強化を目的に、広域ベースと地域ベースの2方式で開催。

また、平成16年の包括外部監査により、「県と大学との役割分担を明確にすべき」との指摘を受け、これまでの委託事業から補助事業に変更し、実施主体を「NPO 法人大学コンソーシアムやまなし」にした。

平成24年～

講座内容は、以下のテーマを取り扱うこととした。《この講座内容で現在も実施》

- ・リカレント教育の色彩を濃くした専門的・職業的知識の習得
- ・山梨県に関する事象、今日的課題
- ・公共性のある社会的、文化的課題

平成25年～現在

広域ベース講座は、現代の課題や話題となっている事項、山梨県に関する事象などのテーマを設定し、大学間の連携のもと開催している。平成25年以降は、対話型・交流型講座に加えて現地学習を実施するなど、主体的な学習を取り入れる中で、平成25年度は47人、平成26年度は169人、平成27年度は252人と受講者が増加し、県民の生涯学習意欲の向上を図っている。

地域ベース講座は、大学の持つ専門的な知識や人材などを生かし、様々な分野の学習機会を提供し、県民の学習活動の促進を図っている。

平成25年以降の実施内容は資料1のとおり。

#### 【事業継続の必要性】

本事業の、「大学が持つ人的資源や学術研究成果を地域社会に還元し、県民の高度化、多様化する生涯学習へのニーズに応えていく」という創設時の目的は現在も継続しており、広域ベース講座、地域ベース講座、それぞれの特徴を生かしながら、今後も県民が高度な学習機会に触れる機会を提供していく必要がある。

- ・広域ベース講座 大学間の連携のもと、山梨県に関する事象や今日的課題などを様々な視点から掘り下げ、講座を開催。
  - ・地域ベース講座 各大学・短大の専門性を生かした講座を開催。
- こうした様々な学習機会を提供することにより、県民の生涯学習活動の一層の推進を図る。

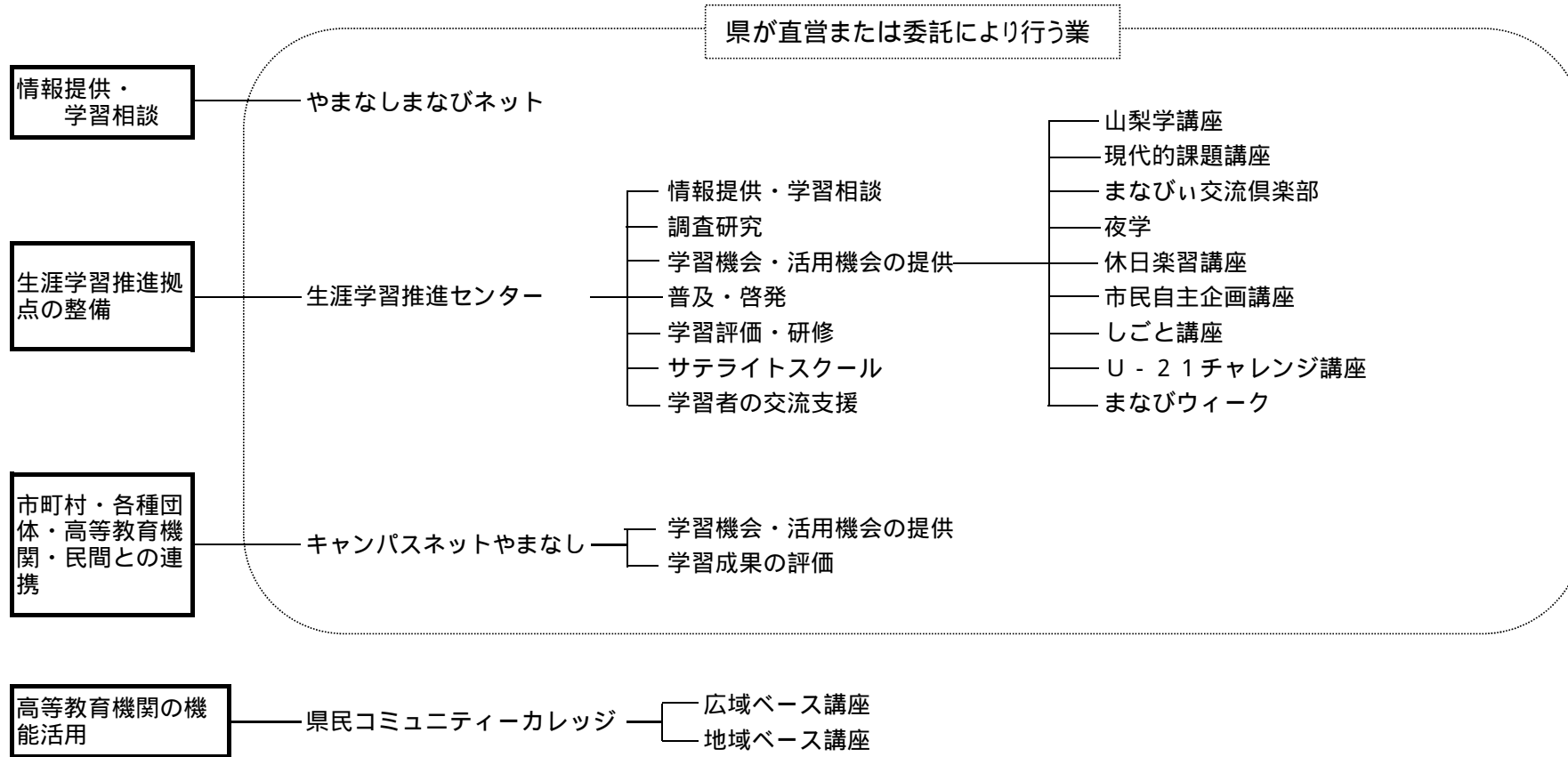
	25年度				26年度				27年度			
	広域ベース	参加者	地域ベース	参加者	広域ベース	参加者	地域ベース	参加者	広域ベース	参加者	地域ベース	参加者
山梨大学	テーマ1、2をワークショップ形式で開催 【テーマ1】 「まち」～写真を通して見つける「私の甲府」～ 12月1日(日)PM 2月9日(日)PM 【テーマ2】 「地域コミュニティ」～地域活動の情報共有から今後の連携に向けて～ 12月8日(日)PM 2月9日(日)PM 放送大学山梨学習センター 大月短期大学 山梨学院短期大学 帝京学園短期大学	47	やまなしの地域社会の発展を考える -グローバルな視点から-	150	テーマ1は現地学習 テーマ2、3はワークショップ形式で開催 【テーマ1】 南アルプスの大地形成 一千万年を辿る旅 11月9日(日) 【テーマ2】 「地域コミュニティ」もしものときに、みんなで命を守るためには 12月7日(日)PM 【テーマ3】 甲府の未来を語ろう～学生による未来の甲府市への提言発表会 12月14日(日)PM	169	自然と人の共生をめざして -環境科学からのアプローチ-	232	【テーマ1】 富士山ぐるり一周の旅 講義 10月11日(日)PM 現地学習 10月18日(日) 【テーマ2】 山梨県立大学・身延山大学の学生と行く(栄えていた富士川を思い起こす旅 現地学習 3月5日(土)	252	生物学の応用と社会	188
山梨県立大学			知っているようで、知らないこと	115			「花子とアン」と山梨 ～あなたの生活の身近に繋げて～	136			よりよく生きるために 死ぬために	257
都留文科大学			健康に役立つ音楽の不思議な力	148			映画から見る韓国事情	96			映画で学ぶ欧州小国の歩み	82
山梨学院大学			文学は世界に疑問符をつきつける - 英米の作品を通じて考える -	76			食と健康を考える	188			スポーツが豊かにする社会と生活	128
帝京科学大学			自分も人も元気になる！	103			生活の中の医療	121			健康な生活をおくるために	26
身延山大学			異文化探訪	312			人間を深くまなぶ	195			現代における救いといやし	243
山梨英和大学			<ことば>の力を見つめなおす - 今、「物語」を読むということ -	136			サイコロジートゥデイ	224			お金とこころのサイエンス	119
健康科学大学			糖尿病の予防と治療 喫煙の健康被害	97			健康増進	178			健康にくらすコツ	139
放送大学山梨学習センター												
大月短期大学			古文書で歩く甲州街道 Part2	175			古文書で歩く甲州街道 Part3	205			古文書で歩く甲州街道 Part4	183
山梨学院短期大学			プロから学ぶ手作り和菓子 - 地域の特産品(トマト・明野金時芋・桃・ぶどう)を和菓子に活用しよう -	106			発達が気になる子どもへの支援 - 私たち一人ひとりができること -	183			プロから学ぶ手作り洋菓子 - 地域の特産品を洋菓子に活用して	121
帝京学園短期大学			気になる子への見方・かかわり方	43			ジェネリックスキルの育成に向けて ～職業生活のための社会人基礎力とは～	254			課題を抱える子ども達への支援を考える	10
参加者計	47	1461	169	2012	252	1496						

参加大学数	11
受講者計	1,508

参加大学数	11
受講者計	2,181

参加大学数	11
受講者計	1,748

【山梨県の生涯学習推進事業について】



【県の施策における生涯学習の位置付け】

ダイナミックやまなし総合計画 「5 健やか・快適環境創造プロジェクト」

【政策1】生涯現役で活躍できる社会の創出」の実現に向けた取り組みの方向

・様々な教育機関と連携して、いつでも、いくつになっても学び直しができる機会を提供するとともに、学習機会等の情報が十分に周知されるよう情報提供を行う。

新やまなしの教育振興プラン 「3 生涯学習の推進」

(2) 多様な生涯学習機会の提供

・社会経済情勢やライフスタイルの変化に伴い、県民の生涯学習へのニーズが多様化、高度化しているため、今後も、より一層多様な学習機会の提供を図る必要がある。

## 県民コミュニティーカレッジ事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 県は、特定非営利活動法人大学コンソーシアムやまなし(以下「大学コンソーシアム」という。)が、県内大学・短期大学の持つ機能を活用し、県民に、より高度な学習機会を提供するための公開講座を開催することに対して、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付対象)

第2条 この補助金の対象となる事業及び経費は、大学コンソーシアムが「県民コミュニティーカレッジ事業」として企画実施する事業で別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で知事が定める。

### (補助金の交付申請)

第4条 大学コンソーシアムは、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ適正と認められるときは交付の決定を行い、交付決定通知書(第2号様式)により大学コンソーシアムに通知するものとする。

### (補助事業の変更等)

第6条 大学コンソーシアムは、補助金の交付の決定を受けた後、その事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業内容変更等承認申請書(第3号様式)を提出して、知事の承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更



( 2 ) 補助金の額の増額を伴わないもので、補助目的の達成に支障をきたさない事業内容の細部の変更

( 補助金の交付 )

第7条 この補助金は、概算払いとすることができる。大学コンソーシアムは、補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

( 実績報告書 )

第8条 大学コンソーシアムは、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業実績報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業完了の日、又は補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

( 補助金の額の確定 )

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合には、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第6号様式により大学コンソーシアムに通知するものとする。

( 補助金の返還 )

第10条 知事は、補助金が交付の目的に反して使われた場合には、その返還を命ずるものとする。

( 証拠書類の整理及び保管 )

第11条 大学コンソーシアムは、補助事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整理し、事業完了の日の属する年度の終了後から5年間保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 別表 交付対象事業及び経費

事業	講座内容	実施方式	経費の内容
県民 コミュニ ニティー カレッジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リカレント教育の色彩を濃くした専門的、職業的知識の習得など</li> <li>・山梨県に関係する事象、今日的課題など</li> <li>・公共性のある社会的、文化的課題</li> </ul>	広域ベース	賃金 報償費 旅費 需用費 (食糧費、消耗品費、印刷製本費) 役務費 (通信運搬費、手数料) 使用料及び賃借料
		地域ベース	